

第2 不登校に対応する校内支援の進め方

－保健室等登校児童への対応を調査して－

相談研修課 長期研修員 山村千登勢

1 研究の目的

日本学校保健会の「保健室利用状況に関する調査報告書」によれば、平成2年度に全国で「保健室登校」（注1）の児童生徒が在籍していた学校は、小学校で7.1%、中学校で23.2%だったが、平成13年度には、小学校で12.3%、中学校で45.5%と増加している。また、最近では、教室に行くことができない児童生徒のために、保健室以外に空き教室や会議室等を相談室と位置付け、整備している学校も多い。

このように、近年、保健室や相談室等の教室以外の特別な場所を利用した登校（以下、「保健室等登校」という。）は、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の校内支援を進める上で、大きな役割を果たすようになってきている。

しかし、現実には、保健室等登校に関しては、学級担任や養護教諭の個別対応が中心となるケースが多く、組織的な支援について模索の段階の学校も多い。

このようなことから小学校における保健室等登校の実態を把握し、保健室等登校児童の自立を目指した具体的支援の在り方を考察することを目的として、本研究を行うこととした。

2 研究の方法

- (1) 保健室等登校児童の現状及び対応の実態把握を目的として、H市内の全公立小学校65校にアンケート調査を実施する。（アンケートは各学校の平成14年度の現状について、調査Ⅰは養護教諭、調査Ⅱは保健室等登校児童の担任に回答を依頼。形式は質問紙法によるもので、主に選択式だが、一部は自由記述式。なお、H市は、県西部沿岸に位置する人口約60万人の工業都市。）
- (2) (1)の調査結果を分析し、保健室等登校の課題を明らかにする。
- (3) (2)の課題について、抽出校を対象とした聞き取り調査を行う。（抽出校は、保健室等登校児童生徒の支援が積極的に行われていた小学校4校・中学校3校。アンケート調査の結果やH市教育委員会等の助言を参考として、H市の北部・中部・南部の各地域から抽出。）
- (4) アンケート調査及び聞き取り調査の結果から、保健室等登校児童の自立を目指した具体的支援の在り方を考察する。

3 研究の内容

(1) 保健室等登校児童の現状及び対応の実態把握

ア H市の保健室等登校児童数

平成14年度のH市小学校の保健室等登校児童数は61人であった。保健室等登校児童

の在籍していた学校の割合は49%で、全国的な調査（注2）の29%と比べて高く、児童の在籍していた1校当たりの平均人数は1.9人であった。また、資料1に示すとおり、学年が上がるにつれて増加する傾向があるが、6年生では減少し、どの学年も女子が多かった。

イ 保健室等登校のタイプ

資料2に示すとおり、保健室等登校は、トップとする場合（タイプA）と、教室に行くことができなくなって保健室等登校をしている場合（タイプB）がある。今回の調査では、タイプAの児童は24人（39%）、タイプBの児童は37人（61%）であった。

ウ タイプAの児童の不登校だった理由と保健室等登校のきっかけ

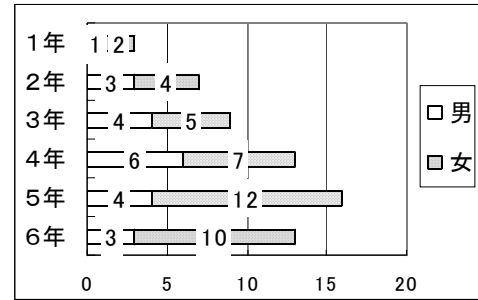
タイプAの児童が不登校だった理由を、文部科学省の類型を参考として調べたところ、「複合（複合的な理由によりいずれの理由が主であるか決めがたい）」が13人（54%）、「不安などの情緒的混乱」が9人（38%）、「無気力」が1人（4%）、「学校生活に起因」が1人（4%）という回答が得られた。不登校児童が保健室等登校を始めるようになったきっかけとして考えられる主な要因については、担任の働き掛け・保護者の希望・養護教諭の助言や働き掛け等で、本人が希望した場合もあった。

エ タイプBの児童の保健室等登校前の様子

資料3に示すとおり、タイプBの児童37人の担任に、児童の教室に行くことができなくなる前の表れを調査したところ、「生気がなかった。」「遅刻・早退が多かった。」という回答が多く、「悩みを担任に訴えた。」という回答は少なかった。担任は、児童29人（78%）については、保健室等登校を始める前に、不安や悩みを言動の変化や身体症状で表していた（以下、この表れを「サイン」という。）と回答しているが、児童8人（22%）については「変わったことがなかった。」と回答している。

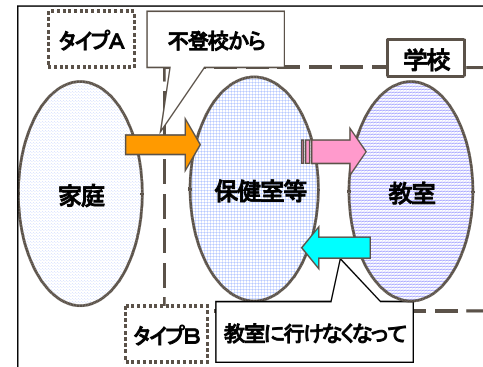
オ 保健室等登校の経過

【資料1】保健室等登校児童の学年別人数（調査Ⅰ H市小学校 65校）

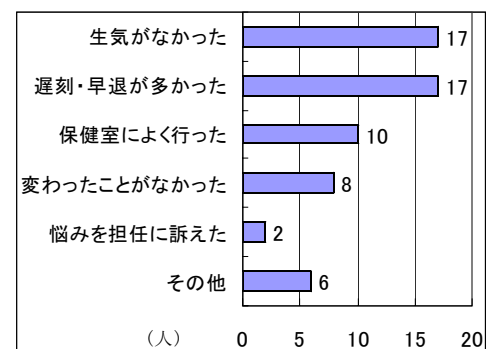


(人) 登校児童が教室登校へのステ

【資料2】保健室等登校児童のタイプ



【資料3】タイプBの児童の保健室等登校前の表れ（調査Ⅱ タイプBの児童37人の担任・複数回答）



保健室等登校児童61人中、年度内に保健室等登校を経て教室登校が可能になった児童は16人(26%)であった。また、このほかに「授業や行事に参加できるようになった。」「保健室等で一定時間過ごしてから教室へ行くことができるようになった。」等、教室登校へのステップになったという児童は23人(38%)であった。

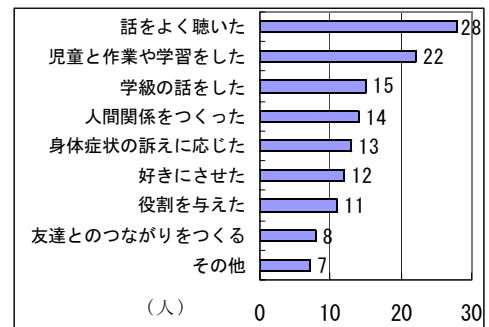
カ 保健室等登校児童の校内での居場所

保健室等登校児童61人中、主に保健室にいた児童は38人(62%)であった。「児童が保健室等の場所を選んだ理由」を担当に尋ねたところ、「児童が最も落ち着いて生活できる場所だったからだと思う。」「養護教諭や相談できる人がいたからだと思う。」等が挙げられた。

キ 保健室等登校児童への養護教諭と担任の対応

資料4に示すとおり、養護教諭の支援内容としては、「話をよく聴いた。」が最も多く、88%の養護教諭が行っていた。以下「児童と作業や学習をした。」等の教室登校へ向けての段階に応じた支援が続いている。担任もほぼ同じ内容の対応をしていたが、「話をよく聴いた。」については、担任の回答は55%と養護教諭に比べて少なかった。

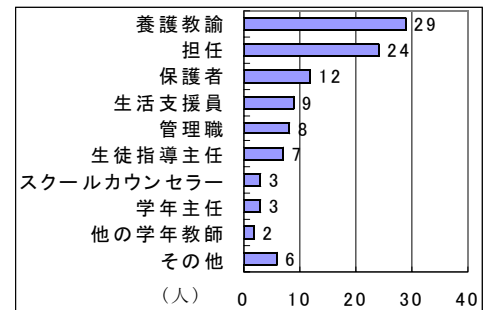
【資料4】養護教諭の対応
(調査I 養護教諭32人・複数回答)



ク 保健室等登校児童への対応者

資料5に示すとおり、保健室等登校児童への対応は、養護教諭や担任が中心となっていた学校が多い。ほかにも様々な人が対応している場合があり、具体例として「教頭先生が運動場でキャッチボールをした。」「保護者が保健室等で一緒に本を読んだ。」「用務員が話をしながら一緒に作業をした。」等の回答があった。

【資料5】保健室等登校の対応者
(調査I 養護教諭32人・複数回答)



ケ 担任と養護教諭との連携

保健室等登校児童への主な対応者である担任と養護教諭との連携に関しては、ほぼすべての担任と養護教諭が互いに連携を図っていたと回答している。連携による効果は、「情報交換で深い児童理解ができた。」が最も多く、特に、担任の自由記述には「児童の少しの変化やつぶやき等の情報交換をすることで、本人の思いを感じ取り、支援することができた。」等、実際の支援につながったという回答が挙げられた。

コ 保健室等登校児童に対する組織的な対応

保健室等登校児童の在籍していた32校のうち、校内で組織的な対応をしていたと回答した学校は21校(66%)であった。組織の構成員は、養護教諭・担任だけの学校もあ

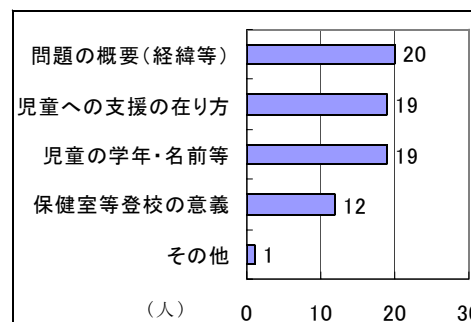
り、「組織的な対応」のとらえ方は学校によって異なっているものと考えられる。また、養護教諭の自由記述には「組織はあるが、他の教職員の援助が必要である。」という校内の組織的な対応をより充実させたいと考えている内容のものが多数あった。

サ 保健室等登校児童に関する情報の共有

保健室等登校児童の在籍していた32校のうち、全教職員で情報を共有していたと回答した学校は24校(75%)であった。資料6に示すとおり、保健室等登校に関して共有していた情報の内容としては、「問題の概要」や「児童への支援の在り方」「児童の学年・名前等」が多かった。また、全教職員が保健室等登校の教育的意義を理解していたという学校は12校で、保健室等登校児童の在籍していた学校の三分の一程度にとどまった。

【資料6】共有している情報の内容

(調査I 養護教諭24人・複数回答)



(2) 保健室等登校の課題

アンケート調査の結果から、保健室等登校は不登校及び不登校傾向にある児童への支援として、すでに小学校では大きな役割を果たしていると考えられるが、同時に、支援の一層の充実を図るためには、今後、以下の課題を整理する必要があると思われる。

ア 不登校児童の保健室等登校に向けて個別的な支援が必要である

不登校児童が保健室等登校を始めるようになったきっかけの主な要因は、担任・保護者・養護教諭等の働き掛けであった(1)ウ)。これは、各関係者が、不登校対策の一つとして保健室等に期待を寄せていたためと考えられる。実際、平成14年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、保健室等登校は、『指導の結果登校するようになった児童生徒』に特に効果のあった学校の措置』の一つとして挙げられ、有効な支援とされている。不登校児童への校内支援をより一層充実させるために、不登校児童の保健室等登校に向けた個別的な支援をより有効に行う必要がある。

イ 不登校傾向にある児童のサインを見逃さない予防的な支援が必要である

タイプBの保健室等登校児童の78%が、教室に行くことができなくなる前に、言動の変化や身体症状として何らかのサインを出していた(1)エ)。児童期には気持ちを言葉よりも行動で表す傾向があることを考えると、担任が「特に変わったことがなかった。」ととらえた8人の児童もサインを出していたとも考えられる。教職員が、児童のサインに気付かなかつたり、気付いても対応が遅れたりすると、身体的・精神的に拒否症状が出てしまい、結果として不登校になることも十分に起こりうる。教職員が不登校傾向の児童のサインを敏感に察知して早期に予防的な対応をすることが必要である。

ウ 保健室等登校児童への具体的対応の在り方を探る

(7) 安心できる居場所としての環境・条件を整備する

児童が保健室等の場所を選んだ理由((1)カ)から、保健室等が有効に機能した要因は、保健室等の物的・人的な環境や条件によって、保健室等登校児童の心がいやされ安定したからだと考えられる。しかし、一方で養護教諭の自由記述には「保健室には多くの児童が出たり入ったりして対応に追われるため、十分に保健室等登校児童に対応できない状況であった。また、養護教諭が出張等で不在のときの対応に苦慮した。」「保健室はスペースが狭く、児童が安心して過ごせる空間の確保が難しかった。」という意見もある。児童が学校生活に適応する努力をしやすいうように校内での居場所をより充実させるために、環境や条件を整備していく必要がある。

(4) 児童の状況に合わせ、段階に応じた支援をする

保健室等での実際の対応が、「話をよく聴く。」を中心に行われていた((1)キ)ことから、対応者は児童の気持ちを受け止めて心をいやし、安定させ、保健室等を児童が安心して過ごせる場所にするのを、自分の第一の役割であると考えていたといえる。しかし、養護教諭の自由記述には「児童一人一人の背景に違いがあり対応の仕方も違うので、その児童に合った対応に苦慮した。」「児童への配慮が、甘えさせることになっているのではないかと日々悩んだ。」という対応の難しさも多く挙げられている。教室登校への効果的な支援ができるように、児童の状況に合わせた対応をしていく必要がある。

(4) 養護教諭や担任が役割を分担して支援する

保健室等登校児童には、養護教諭や担任が対応していることが多く((1)ク)、この二者に負担が大きくかかっていた。担任の自由記述には「担任と養護教諭は同じようにかかわってあげればいいのか。担任としての役割は何だろうか。」養護教諭の自由記述には「一人で、全てを受容しながら、学習や保健室等で過ごすルールを教える指導的な対応の両方を行うのは難しかった。」という意見もあった。養護教諭と担任がそれぞれの立場で役割を分担して保健室等登校児童に対応する必要がある。

エ 保健室等登校児童への組織的な支援の在り方を探る

(7) 校内の支援体制を整える

ほぼすべての学校で担任と養護教諭は連携しており、情報交換で深い児童理解が得られていることが多かった((1)ケ)。しかし、校内の支援体制という面では、「得られた情報を交換したが、適切な対応策を話し合うことができず、教室登校には結び付かなかった。」という養護教諭の回答にもあるように、具体的な対応策の協議や適切な役割分担を決めるまでには至っていない学校もあり、今後の整備が必要である。

(4) 組織を機能させる

保健室等登校児童に組織的な対応をしている学校は多かった(1)コが、「組織」のとらえ方は学校によって異なる上、養護教諭の自由記述からは、組織があっても組織の構成員が別々に対応をしていて、組織としては機能していない学校もあることがうかがえる。保健室等登校児童の教室登校に向けて、組織としての対応を効果的に機能させることが必要である。

(ウ) 保健室等登校の意義を全教職員で理解して支援にあたる

全教職員で保健室等登校児童に関する情報を共有している学校は75%と多かった(1)サ。共有している情報の内容について、養護教諭の自由記述には「保健室登校の意義を全教職員で共通理解していたため、児童をむやみに教室へ誘わなかったことで、児童が落ち着いて過ごすことができた。また、教師が学級の友達にも指導したことで、児童が友達の視線を負担に感じる事が少なく仲間と気軽にしかかわることができるようになった。」と書かれており、全教職員が保健室等登校の意義を共通理解することは保健室等登校児童の支援にとって有効であると考えられる。しかし、一方、全教職員が保健室等登校の教育的意義の理解をしていた学校は三分の一程度であった。保健室等登校児童の支援を全教職員で効果的に行うためには、保健室等登校に関する共通理解を校内で図ることが必要である。

(3) 抽出校への聞き取り調査及び保健室等登校児童への具体的支援の在り方の考察

(2)の課題に関する分析を深めるために、抽出校で聞き取り調査を行った。調査結果から、課題解決につながると考えられる事例を挙げ、項目別に考察を行う。

ア 不登校児童への保健室等登校に向けた個別的な支援

(7) 心のエネルギーが高まったときの支援

〈a〉小学校低学年女子の場合

夏休みから元気がなくなり、2学期に入りしばらくは家で絵をかくなどして過ごしていた。保護者は、「就寝前は、明日の学習の準備をして登校意欲を見せるが、朝起きると、腹痛等で具合が悪く登校できない。」と児童の様子を心配そうに話した。担任は保護者と相談し、児童が安定するまで学校の様子を電話や手紙で知らせるだけにして、登校刺激をせずに見守ることにした。その後、児童が朝起きて腹痛を訴えなくなり、以前より元気が出て外出もできるようになってきたときに、保護者に保健室登校を勧めた。初めは母親と一緒に登校して保健室で過ごしていたが、やがて母親が学校の近くで待っている間は一人でもいられるようになり、好きな授業のときは教室に行くこともできるようになってきた。

〈a〉は、「不安など情緒的混乱」の型の不登校児童が、保健室等登校できるようになった事例である。一般に、このタイプの不登校児童は、不登校状態の初期の段階で感情の変動が激しかったり不安になったりすることが多いが、その後、時間の経過とともに心が落ち着き始めると、児童によっては学校への関心が高まり、「教室には入りにくいけど、せめて教室以外のどこかに登校したい。」という気持ちが生じるようである。児童の心のエネルギーの高まりに合わせ、保健室等登校への働き掛けを行うことが有効である。

ほかのタイプの不登校児童に対しても、児童の状態を把握し、心のエネルギーの高まりに合わせ、時機を逃さず働き掛けることが、不登校から保健室等登校に向け

た支援を効果的に進める上で重要であると考えられる。

(イ) 信頼関係ができている人からの支援 **〈c〉 中学校女子の場合**

〈b〉 小学校高学年女子の場合

家の中でごろごろ過ごし欠席することが多かった。担任は、日記や家庭訪問時の会話等から児童の気持ちを受容・理解することを粘り強く行い、学校への関心が出てくるのを待った。無理をさせずに働き掛けを続け、児童が心を開いて話すことができるようになってきたときに保健室等登校を勧めた。その後、児童は、放課後、母親に付き添われて学校へ来るようになった。少しずつ時間を延ばして保健室等登校することができるようになってきた。

前年度から不登校が続いていた。新年度になり、状況を知っていてときどき手紙を出していた養護教諭が、電話で明るい話題を交えながら、提出物を持ってくることを依頼した。生徒が、保健室に提出物を届けに来た際、養護教諭が保健室登校を勧めた。

不登校から保健室等登校が始まる際に、〈b〉は担任が児童の状況を把握し、〈c〉は養護教諭が生徒とのかかわりをつくり、保健室等登校を勧めていた。二つの事例とも担任や養護教諭は、保健室等登校への働き掛けの前までに一週間に一度程度、配布物を届けて雑談をしたり電話や手紙で定期的に交流をしたりして、常に「あなたのことを忘れていない。」という気持ちを伝えていた。保健室等登校への働き掛けは、児童との信頼関係をつくった上で行うことが有効である。特に、小学校の場合、児童が担任から受ける影響はきわめて大きいため、担任からの働き掛けが不登校児童への効果的な個別支援につながるが多いと考えられる。

イ 不登校傾向児童の行動の背後にある気持ちに配慮した支援と教育相談体制の整備

〈d〉 小学校高学年男子の場合

担任が、児童が元気がなく友達と話すことが少なくなっていることに気付き、保健室で話を聞いた。本人にも理由は分からないようだったが教室に戻るのをいやがり、教室に入ることができなくなった。保護者と連絡をとり無理に登校をさせず、家で2、3日休養することを勧めた。児童が落ち着いてから保健室登校をするようにしたことで、少しずつ教室にも行けるようになった。早期に対応することで長期欠席になるのを防ぐことができた。

〈e〉 小学校中学年女子の場合

担任が、児童が週明けになると欠席することに気付き、保護者に家での様子を聞いた。登校を渋る傾向があることが分かり、本人や保護者と相談して保健室等登校をするようにした。しばらくは能面のように表情が全くない日々が続いたが、保健室等でゆったり過ごすことで少しずつ明るくなってきた。

〈d〉や〈e〉は、担任が児童の表れの中から不安や悩みを抱えているというサインを受け止め、その行動の背後にある気持ちに配慮しながら、結果的に保健室等登校の機会を設けることで不登校を予防する支援となった事例である。このように、児童の表れをサインと気付くためには、教職員一人一人が児童と心の通い合う関係をつくり、児童を理解して受け入れる姿勢をもつことが必要である。特に、最近の児童の抱える不安や悩みの深刻化・複雑化を考えると、小学校の場合はこれまで以上に担任の責任は重大であり、同時に、より積極的な校内連携も必要となる。そのためには、次に示す〈f〉のように校内での連携を図り早期に対応したり、〈g〉のように研修会

を通して教職員の意識を高めたりすることが望まれる。

〈f〉H中学校の場合

教科担任が、「ノートの字の筆圧が弱くなり、学習意欲が低下している」等、生徒の変化に気づき、担任に伝えた。これを受けた担任が生徒の様子を観察し、下校時に声を掛け、話を聞いた。さらに、この生徒の様子を学年部会や生徒指導部会で他の教職員にも伝え、声を掛けてもらうように頼んだ。

〈g〉T小学校の場合

生徒指導研修会に精神科の医師を招き、児童の言動を理解するための研修を行った。また、年度当初には、生徒指導面で気になる児童についての共通理解を図る機会を設け、全教職員で見守り、声を掛けることができるようにした。教職員から「児童が出す小さなサインに注意しようとすることで、児童の見方の幅を広げることができた。」という感想が得られた。

また、校内の教育相談の体制の整備を図ることも大切である。校内に相談ボックスを設置し、児童が相談を希望する教職員を用紙に記入していつでも相談できるように工夫している学校が複数あった。相談した児童の多くは、自分の気持ちを話して自分を認めてもらうことで、「話してよかった。」と言って帰っていくという。教職員がサインを見逃さないようにするだけでなく、児童がサインを出しやすくする環境づくりが効果を上げている事例として注目したい。

ウ 保健室等登校児童への具体的対応

(7) 養護教諭複数配置や児童の心理に配慮した環境・条件の整備

〈h〉H中学校の場合

養護教諭の複数配置により、養護教諭が不在という場合が少なくなり、保健室等登校している生徒が、落ち着いて過ごすことができるようになった。また、生徒が、話の内容に合わせて養護教諭を選んで相談することもあった。養護教諭自身にもゆとりが生まれ、子供の心をいやす落ち着いた温かい雰囲気づくりなどを行うことができたため、保健室の環境を整えることにもつながった。

〈i〉N小学校の場合

1階にある保健室の横に下駄箱を用意し、出入りできるようにしたところ、保健室等登校児童は、自分専用の下駄箱が設置されたことを喜んだ。人と会うことを避けている時期もあったため、他の児童と会わずに過ごすことができたことは児童の心を落ち着かせた。また、学校に来るとすぐに養護教諭に会えることで安心して学校生活をスタートできた。

〈h〉は、養護教諭の複数配置により保健室等登校生徒へのきめ細かい対応ができた中学校の事例である。不登校経験者の聞き取り調査(注3)の中には、「学校に先生でなく話せる人がいるといい。保健の先生なら話せた。」という報告がある。小学校においても成績や評価に関係しないという養護教諭の職務上の特性が児童にとって心の安定をもたらすと考えられ、保健室等登校児童や不登校児童への支援の中で、養護教諭の果たす役割は大きいと考えられる。なお、アンケート調査では、多くの養護教諭が、保健室等登校の課題を尋ねた問いに、養護教諭の複数配置を望む回答を寄せていた。

〈i〉は、保健室等登校児童の心理に配慮して環境を整備していた事例である。このほかにも、児童が学校生活に適応する努力をしやすいように、保健室や相談室だけでなく空き教室を利用することや、机やついたて等の配置を工夫することにより、校内における居場所を充実させていた例もある。児童の状態に合わせた環境・条件の整備が保健室等登校を効果的に進めることにつながるといえる。

(イ) 児童への段階的な対応と保護者への支援

資料7は、今回の調査結果から得られた保健室等登校児童への効果的であったと思われる支援を整理してまとめたものである。

【資料7】保健室等登校児童への支援

段階	むい	児童の表れ	効果的であったと思われる支援の内容
初期	対応者との信頼関係をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 落ち着かずそわそわする ○ 泣く回数が多い ○ 表情が暗い ○ 口数が少ない ○ 来室する人を避ける ○ 感情の起伏が激しい ○ 給食が食べられないことがある ○ 保健室等の隅の方で小さくなっている ○ 保護者と一緒でないと登校できない 	<p>① 安心して生活できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 初めて登校するときには、短い時間から始めるように勧める。(放課後・夕方など) ○ 図書室・校長室・職員室など児童の希望する場所に対応する。 ○ 他の児童に会いたくない児童には、落ち着いて過ごせるように保健室以外の別室を設けたり、部屋をついたてで仕切ったりして対応する。 ○ 校舎内に入れない児童には、屋外で過ごす等、心理的に安心できる場所に対応する。 ○ 給食が嫌いなら残してもよいことを伝え、安心感を与える。 <p>② 対応者との信頼関係をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間をとってじっくり話を聴く機会をつくる。 ○ 話し掛けてきたときには、いつでも児童の顔を見て、しっかり受け止めて聴く。 ○ メールのやりとりを通して、信頼関係づくりをする。 ○ 一緒に作業をしながら、「味方である」ことを伝える。 <p>③ 自己肯定感を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 肯定メッセージ(あなたはそれでいい)を与え、自信をもたせる働き掛けをする。 ○ その児童のためだけに本の読み聞かせをし、大切に思う気持ちを伝える。 ○ 児童が達成感や満足感を味わえるように、児童の得意なことを一緒に行ったり認めたりする。(学習活動よりも作業活動の方が抵抗なく取り組める。) ○ 自分の気持ちを言葉で表すことができた褒める。 ○ 少し努力すれば達成が可能な目標をもたせ、できたことを大いに褒める。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 笑顔が多くなる ○ 口数が多くなる ○ 会話ができる ○ 表情が明るくなる ○ 退屈そうにする ○ 好きなことをして過ごす 	<p>④ 社会性や生活習慣を見直す</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一緒に、授業の始めや終わりのあいさつ等のルールをつくり、だんだん教室の生活に近づくように励ます。 ○ 始業式・終業式や集会等に参加することを約束し、はじめをつけて生活するように励ます。 ○ わがままに対してはしっかり注意をする。 ○ 給食の食器は決まりどおりに自分で返しに行くように促す。 ○ 生活目標を決め、できたらシールをはり、達成感を味わうことができるようにする。 <p>⑤ 人間関係を学ぶ・つくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の人との人間関係を学ぶことができるように、多くの人が対応できるようにする。 ○ 人間関係を学ぶことができるように、対応する人の個性や特技を生かした支援をする。 ○ 自分自身や人のかかわりを振り返ることができるように、日記等で自分の生活を書き記すように投げ掛ける。 <p>⑥ 担任や教室の仲間と交流を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教師が児童と交換日記を通して交流をする。 ○ 担任との人間関係ができたら、休み時間等に児童の話しやすい友達と話す機会をつくる。 ○ 部活動を通して、仲間とのつながりをつくることができるように友達に働き掛ける。 ○ 教室の親しい仲間に給食を一緒に食べようと誘ってもらう。 <p>⑦ 教室への所属感や連帯感を育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が作った作品を仲間に紹介し教室に飾る。 ○ 児童の保健室等でのよい表れを教室の仲間に話す。
後期	教室登校の準備をする	<ul style="list-style-type: none"> ○ 好きな教科や給食の時間に教室へ行く ○ 保健室等以外の場所へも行く ○ 保健室等で一定時間過ごす ○ 教室へ行く ○ 友達に誘われると休み時間に運動場で遊ぶ ○ 荷物を保健室等に置いて、戻る場所をつくった上で教室へ行く 	<p>⑧ 教室の受け入れ態勢をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教室に来たときには明るく声を掛け、安心して入室できる雰囲気をつくる。 ○ 学級の友達に、声掛けや遊び等を通してかかわってもらう。 ○ 係活動や座席の配慮をして、児童が親しい仲間と一緒に活動できるようにする。 ○ 教室に行くことができたときには、小グループの友達づきあいから始めることができるように配慮する。 <p>⑨ 教室登校へ戻る機会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 始めは行動の選択肢を示し、無理なく自分で判断して行動できるようにする。 ○ 安心感をもてるように具合が悪くなったらいつでも保健室に来てよいことを伝える。 ○ 段階的に教室に近付くための計画表を作成して対応を進める。 ○ 友達と一緒に教室へ行き、担任からプリントをもらってくるように促す。 ○ 児童が行くことができる教科や場所を選んで一緒に行く。 ○ 修学旅行や運動会等の行事を良い機会ととらえて、仲間と一緒に過ごすことができるように励ます。 ○ 学期や学年の変わり目を希望をもって迎えることができるように一緒に目標を立てる。 ○ 中学校に向けて自分の将来について一緒に考える。

注) 調査結果を基に筆者が作成

資料7は、保健室等登校の対応を教室登校への段階に応じて三期に分けて整理したものであるが、実際には、一人の児童の支援の中で、同一の対応内容が複数の段階に渡って行われている例が多かった。個々の児童に合わせ、どのような支援が必要かを十分検討することが大切であると考えられ、対応者が、児童に対して段階的に教室を意識させて教室に向かわせようとするのが、教室登校につながるものと思われる。以下に示す〈j〉と〈k〉はその具体的な支援例である。

〈j〉不登校傾向を見せ始めた小学校低学年女子の場合

学年の後半から不登校傾向を見せ始めた。年度が進み、ますますその傾向が強くなり、母親と保健室登校をするようになった。初めは、わがままと思われることも認めていたが、一人で過ごす時間が長くなってきたころには、保健室での過ごし方のルールを守らせるようになった。次第に、養護教諭と一緒に教室に行けるようになり、廊下から様子を眺めるようになった。できるようになったことを大いに褒めて自信をもたせ、学期の変わり目に教室登校をする目標を立てた。朝、母親に送ってもらっても、すぐに離れられるようになり、休み時間には、学級の友達と一緒に運動場で遊ぶようになった。母親は、学区の中学校でスクールカウンセラーと話をし、親としての在り方を振り返った。

〈k〉人間関係のつまずきから保健室等登校していた小学校高学年女子の場合

学級の仲間との人間関係につまずき、教室に行くことを拒否した。担任が、保健室で話を聞くうちに、保健室登校が始まった。話をする中で、児童が仲間との問題だけでなく、学習成果が上がらず自信をなくしていることも分かった。そこで、担任は、児童の気持ちを配慮したグループ編成を行ったり、空き時間に一緒に問題集に取り組んだりした。養護教諭は、児童に人間関係を学ぶ機会を与えるために、他の保健室来室者に接する機会をつくった。日記を書いて自分の気持ちを整理したり、その日記を養護教諭や担任に読んでもらったりして、自分を認めてもらうことで落ち着いてきた。

〈j〉のように小学校低・中学年の児童には、集団生活のルールや友達とのかかわりなどの社会性を身に付けさせることが重要である。また、児童が自信を失っている場合には、達成可能な目標をつくり、それができたことを大いに褒めることも支援方法の一つである。さらに、〈k〉のように小学校高学年以上になると、人間関係のつまずきや学習不振の理由から自己否定的になりがちなうえ、不登校や不登校傾向にある児童は特に自己嫌悪に陥ることが多いため、達成感を感じることができるよう学習や作業を通して自己肯定感を高める支援も必要になると考えられる。

〈l〉母子登校していた小学校高学年女子の場合

母親が、家庭で厳しい態度で接するようになったため、児童は、学校でも表情が乏しくなり無気力になってきた。やがて登校を渋るようになったときに、「母親となら登校できる。」と言うので、一緒に相談室登校をするように勧めた。児童は母親と一緒にいることを強く望んだため、母親と作業や学習ができる環境を整えた。母親が自信を失い、一人で悩んでいる状況を知った養護教諭は、母親の話を聞く時間を確保した。また、この学校では、教職員が保護者を支援するだけでなく、保護者がお互いに連絡を取り合い、支え合っていた。この児童の母親も、他の保健室等登校児童の保護者と悩みを打ち明け合ったことで、児童に楽な気持ちで接することができるようになった。やがて、母親が少しずつ変わることによって児童も表情が明るくなり、友達と話せるようになった。

保健室等登校児童への対応には資料7に示す児童への直接的支援のほかに、すべての段階において保護者への支援が重要である。今回の調査でも「保護者の思いを大切に、共に児童のことを考えていく姿勢をもつことで、保護者の意識が変わり、子供も変わった。」「保護者は、学校が組織的な対応をしていることが分かると『多くの先生が自分の子供のことを理解してくれている。』と感じ、協力的になった。」という事例が数多くあった。〈l〉のように、保健室等登校児童の保護者は、不安や焦りを感じたり自責の念にかられたりすることが多い。教職員は、保護者の気持

ちを受容・共感的に理解して共に歩む姿勢で話を聴き、保護者を支える基本姿勢をもち続けたい。

(ウ) 対応者間の支援内容の分担

〈m〉 中学校女子の場合

1年生の2学期から登校を渋るようになった。養護教諭が保健室登校を勧めた。保健室で養護教諭とゆっくり話をして信頼関係をつくった後、養護教諭と担任と本人の三人で教室登校を目指すことを話し合った。中学校の保健室の役割は多岐にわたっており、非行傾向や怠学傾向の問題をもつ生徒の対応にかかわることも多いため、保健室で対応を続けるのは難しい。そのため、この学校では、養護教諭との信頼関係ができた後は、相談室登校を勧めていた。相談室では、主に養護教諭や生徒指導主事等が対応していた。通常は、養護教諭が受容し生徒指導主事が指導することが多いが、この生徒が生徒指導主事に親しみを感じていたため役割を反対にして対応した。生徒は少しずつ教室登校できるようになってきた。

〈m〉は、教師の役割分担が効果的な支援となり、教室登校できた事例である。保健室等登校児童生徒への支援には、受容・共感的な内容と要求・指導的内容の両面が必要である。この二つの支援を対応者が役割分担することで、児童生徒は、自分を認めてもらえる安心感を得るとともに、次の段階に進み自分の力を発揮することができるようになる。小学校においても、校内の人的資源を有効に利用し、児童に合わせた役割分担を行うことが必要である。

エ 組織的な支援の在り方

(7) チームでの支援

〈n〉 A小学校の場合

児童が、不登校傾向にあることが分かった時点で、校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭等でチームを組み、話し合う場をもつ。この話し合いでは、児童の状況を報告し合い、今後の支援の在り方（方針）や役割分担を決めた。校長が全教職員に支援方針を説明して共通理解を図り、保護者とは協力関係を築き、また、生徒指導主任は、全教職員に状況を説明し、支援内容の統一性を図ることで、本人の小さな変化を報告し合い、指導に生かすことができていた。

〈n〉は、校内の支援チームによる話し合いで具体的な支援内容や役割分担を決めていた学校の事例である。この学校では、チームで対応したことで、担任や養護教諭の精神的負担が軽減され、児童にゆとりをもって対応することができたため、児童が安定していた。一般に小学校では児童の問題行動を担当が一人で抱え込む場合が少なくないが、

今後は、この事例のようなチームでの支援を充実させる必要がある。

(イ) コーディネーターの位置付けと役割の明確化

〈o〉 M中学校の場合

養護教諭が定期的に運営委員会に出席し、保健室等登校生徒の状況を報告していた。このことで、校内における保健室等登校に関する認識が高められ、養護教諭が中心となった担任や生徒指導主事との連絡調整がスムーズに行われた。また、養護教諭は、スクールカウンセラーと連絡を取り、対応者が集まって話し合う会議の計画を立てる役目も果たしていた。

〈o〉は養護教諭がコーディネーター的な役割を務めることによって、校内の支援が組織的に機能していた事例である。今回の調査では、校内に保健室等登校に対応する組織があっても、コーディネーター的な役割を担う教員が位置付けられていないため、その組織が機能しておらず、実際の対応に統一性が欠けている学校もあった。コーディネーター的な教員の存在は、情報の共有や対応についての話し合いの

設定といった支援組織の機能につながる。小学校でも、このような教員を校内組織に位置付けることは保健室等登校児童の支援を効果的に進める上で大切である。

(ウ) 校内における保健室等登校の共通理解

〈p〉 T小学校の場合

月1回程度事例研究会を行い、全教職員で児童理解の在り方や、不登校傾向にある児童への対応方法を検討する機会を設けた。このことで共通理解を図ることができ、事例から学んだことを他の児童へのかかわりに生かすことにもつながった。研修会には、臨床心理士も参加し、児童の行動の理解や対応について学習を深めた。

〈p〉は、校内で事例研究を行うことで教職員が児童の理解を深め、不登校に関する児童の問題を早期発見・早期対応できるようにしていた事例である。また、調査した中学校の中には、このような事例研究の前に、あらかじめ

年度初めの職員会議で、保健室等登校生徒の目指す姿は教室登校であることを全教職員が共通理解していた学校があった。全教職員の意識が統一されていたことが、その後の保健室等登校生徒への支援で、教職員間の役割を適切に分担することにつながっていた。常に児童生徒を中心におき、全教職員による共通理解の上に支援体制をつくるのが、小学校でも中学校でも必要である。

4 研究のまとめ

- アンケート調査や聞き取り調査から、養護教諭が、保健室等登校児童に対するよりよい支援の在り方に関する高い課題意識をもちながら、日々教育活動に取り組んでいることを改めて認識した。また、担任は、自らが児童の第一支援者であることを自覚するとともに、このような養護教諭との連携を緊密かつ適切に行っていくことが重要であることも分かった。保健室等登校児童への支援を効果的に進めるためには、この二人の連携の基盤の上に、全教職員の共通理解と組織的な対応が欠かせない。そして、このような校内体制は、単に保健室等登校に限らず、広く不登校に対応する校内支援を進めることにつながるものと考えられる。
- 本研究を通して、保健室等登校が、不登校及び不登校傾向の児童に対して、教室登校につながるための校内における一時的な「心の居場所」として機能していることが分かった。しかしながら、「心の居場所」とは、本来、児童が自己の存在感を実感でき精神的に安心していることのできる場所として、すべての児童に対して、学校全体がその機能を果たすものである。今後はこのような視点を踏まえ、本研究の成果の上に予防・開発的な面を加え、研究を進めていきたい。

注

- 1) 常時保健室にいるか、特定の授業には出席できても、学校にいる間は主として保健室にいる状態をいう。なお、保健室に隣接する部屋にいて、養護教諭が主に対応している場合も「保健室登校」とする。
- 2) 『保健室利用状況に関する調査報告書』（日本学校保健会）
- 3) 『平成5年度不登校児童生徒追跡調査報告書』（「現代教育研究会」文部科学省の委託調査）